

5 水漁第 1288 号  
令和 6 年 1 月 25 日

一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター代表理事会長 殿

水産庁漁政部企画課長

令和 6 年能登半島地震に係る長期研修支援事業費の取扱いについて

平素から新規漁業就業施策の適正な実施に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、令和 6 年能登半島地震により被災した長期研修支援事業費の受入機関又は研修生に対する取扱いについては、漁業者の被害状況、漁業経営への影響等を勘案の上、別紙「受入機関又は研修生が被災した場合の考え方について」のとおり、柔軟な御対応をよろしくお願いします。また、事業実施機関におかれては、受入機関から交付申請があった場合には、早期に支払いができるよう、迅速な事務手続に努めていただきますようお願いいたします。

本件について、貴職から事業実施機関に対して十分周知徹底いただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

水産庁漁政部企画課漁業労働班

西田、結城、林

TEL : 03 - 6744-2340

## 受入機関又は研修生が被災した場合の考え方について

### (1) 研修実施日数の考え方

研修生が指導漁業者の下で実施する研修先の復旧に向けた作業（復旧作業<sup>※1</sup>）を、研修実施日数として加えてよいこととする。

#### ※1 復旧作業の例

被災した漁業関連施設等の片付け及び再建作業、漁船・漁具の修理、漁港及び漁場のがれき除去等に関する技術習得等

### (2) 研修日誌及び研修実績報告等について

被災により研修日誌及び研修実績報告等に添付する書類が紛失した場合、受入機関は、提出可能な添付書類のみ報告すればよいこととする。添付書類の不備等により事業実施機関が研修実施状況の確認を行うことが困難な場合は、受入機関及び関係者（指導漁業者、漁協職員、普及指導員等）からの聞き取り等による確認をもって適切な研修を継続していたと判断してよいこととする。

### (3) 研修を休止する場合等について

研修意欲はあるものの、受入機関の被災により研修が実施できない場合等については、事業実施機関に連絡の上、「令和5年度経営体育成総合支援事業のうち、長期研修支援事業事務取扱要領」別紙様式9-①「研修（計画）休止・再開・変更届」及び別紙様式9-②「長期研修計画（変更）」により休止、再開、変更等の届出を行うこと。研修を休止する場合は、別紙様式6「研修実績表」を併せて提出し、経費の精算を行うこと。

#### 【休止・再開の具体例】

R5. 4. 1	R6. 1. 1	R6. 6. 1	R7. 3. 31	R8. 9. 30
研修 《交付》	災害により休止 《交付停止》	研修再開 《交付》	研修（休止分） 《交付》	
	6か月間		延長：6か月	



全体は2年6か月だが、研修期間は2年間となる。